

令和2年10月1日

2020 自治労現業・公企統一闘争に関する要求に対する回答

- 教育委員会事務局 -

番号	1
項目	<p>労使関係については「労使対等の原則」「労使自治の原則」「相互不介入の原則」「相互理解の原則」等にもとづき労働組合法をはじめとした関係諸法令を遵守すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>良好な労使関係を構築していくためには、労働基準法などの関係諸法令や本市の条例等について、労使対等の立場で双方が遵守していくことが必要であると認識しております。</p> <p>大阪市労使関係に関する条例第3条並びに平成25年3月22日に双方で合意しました「確認書」に基づく交渉事項につきましては、労使合意に向けた十分な期間の確保に努めるとともに、誠意をもって交渉してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教職員給与・厚生担当

番号	2
項目	<p>管理作業員職場において、自治体直営を基本とし、業務実態に基づく適正な要員配置を行うこと。<u>また、すべての勤務労働条件の変更について労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。</u></p>
<p>(回答) (下線部のみ回答)</p> <p>管理作業員の勤務労働条件につきましては、平成 19 年 5 月 16 日付 教委校(全)第 19 号「管理作業員の標準的な職務内容について」におきまして通知させていただいているところです。</p> <p>(要員配置について)</p> <p>要員配置につきましては、厳しい財政状況や他都市の状況と比較・検討した結果、さらなる見直しを求められていることから、学校園については 1 名を基本とした単数配置への見直しに順次着手しております。</p> <p>1 名配置とした時の職務内容については、「管理作業員の単数配置に伴う学校環境整備業務について」(令和 2 年 3 月 16 日付け 事務連絡)において、管理作業員が配置されている全校園に通知しております。</p> <p>教育委員会といたしましては、子どもたちが安心して快適に過ごせる教育環境整備について直営を基本とした姿勢をふまえつつ、行政責任を明確にし、今後とも単数配置校等の実情を精査し、管理作業員が職務を効率的・効果的に行えるような業務執行体制を構築してまいり所存です。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 (管理G)

番号	3
項目	<p>「労働基準法」および「労働安全衛生法」を遵守し、安心して安全な職場環境の充実・改善をはかり、公務災害・労働災害を一掃するための対策を講じること。</p> <p>また、感染症など不測の事態が生じた場合は、職員の安全を確保するため万全な措置を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、職場における事故や災害を未然に防止し、管理作業員の安全と健康を確保するため「大阪市管理作業員労働安全衛生委員会」（以下「労働安全衛生委員会」という。）を設置し定期的開催することで、安全衛生体制の機能強化を図っております。</p> <p>「労働安全衛生委員会」では公務災害発生についての原因や再発防止策について協議を行い、平成21年12月に「安全作業の手引」を発行し、その後、単数配置校園や単数勤務時、高所作業時の安全確保等にかかる必要事項について、随時改正を行ってまいりました。しかしながら毎年依然として災害が発生しており、中でも、業務主任制度要綱に具体的役割として公務災害防止対策を推進する事が明記されている主任が当事者となり被災する事案も発生しております。公務災害を防止し労働安全体制の機能強化を図るため職員研修・主任研修の充実を図り、公務災害・通勤災害防止の啓発に努めております。</p> <p>また、管理作業員は屋外など暑い場所で業務を行っており、夏期には「こころとからだのお話」や「労安通信」において、熱中症対策について校園長に通知し、管理作業員へ周知しているところですが、近年の夏期の気温上昇に加え、感染症拡大防止対策のためのマスク着用しながらの作業など、熱中症のリスクが非常に高くなっているため、令和2年9月に「労働安全衛生委員会」発行の「安全作業の手引」を改正し、熱中症対策として、「空調服（ファン付き作業着）」「冷却ベスト」着用時の注意事項等を追記し、各校園で管理作業員の熱中症対策について取組を行うことを、各校園長へ周知しております。また、夏用作業服についても、「安全衛生委員会」にご意見をいただきながら、生地改善の取り組みを行っているところです。</p> <p>感染症対策としましては、令和2年4月より「学校園にける新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を感染状況に応じて随時策定し各校園長に対して通知し、教職員に対して周知徹底し、感染症防止対策に努めることとしております。また、定期的に発行している「こころとからだのお話」に、感染症流行期におけるこころのケアなどについて掲載し、教職員に対して周知を行うことを校園長に通知しております。</p> <p>今後も、労働安全衛生法等に基づき、「労働安全衛生委員会」で調査・審議を行い、安全衛生管理体制の充実強化、公務災害防止、安全と健康の維持・確保に向けた取組みを進めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（福利G）

番号	5
項目	賃金サンセスをはじめ民間企業給与データを活用した公民比較は、技能職員との業務実態と比べて正確性を欠くことから、単純比較を行わないこと。また「市政改革プラン 2.0」などに基づく技能労務職給料表の改悪は行わないことはもとより給料表構造を抜本的に改善すること。
<p>(回答)</p> <p>公民比較および技能労務職給料表等の改定にあたりましては、本市全体の動向を注視してまいりたいと思います。</p>	
担当	教育委員会事務局 教職員給与・厚生担当

番号	8
項目	災害発生時の避難拠点となる学校園施設における管理作業員の役割を明確にすること。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしまして、平成 30 年 1 月 9 日付教委校（全）第 46 号を通知し、自校園の「大規模災害時初期対応マニュアル」の作成を各校園長に指示しており、各校園で作成する「大規模災害時初期対応マニュアル」では全教職員の役割分担等を明記することとしております。</p> <p>各学校園においては、災害発生時について管理作業員を含めた教職員の力が十分に発揮できるよう、必要な体制・対策の構築に努めているところです。また、災害時における勤務労働条件につきましては、十分な労使協議を行ってまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 総務課（総務G） 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理G）

番号	9
項目	<p>学校現業労働者に対する職業差別を撤廃し、賃金労働条件をはじめ、あらゆる差別的な制度を廃止および改善をはかること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本要求の趣旨につきましては、きわめて重要なことであると認識しているところです。</p> <p>学校園には、様々な職種の方々が勤務されており、子どもたち、学校教育の充実のために、それぞれの役割を果たされているところであります。</p> <p>私どもとして、研修の実施やあらゆる機会を通じて、今後も指導・啓発に努めるとともに、学校教育の更なる充実をはかるため、管理作業員等、皆様方の担っている役割、職務等について、特に、学校管理職に対して、より一層の徹底を図ってまいりたいと存じます。</p> <p>制度の廃止・改善にあたり、賃金・勤務労働条件等、交渉に関する事項につきましては、市全体の動向を見ながら、誠意をもって交渉してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教職員給与・厚生担当